

2 感染症指定医療機関における診療体制等の適切な整備

制度の概要

- ◇ 国及び都道府県は、感染症法に基づき、感染症患者が良質かつ適切な医療を受けられるよう、必要な措置を講ずる
 - ◇ 国及び都道府県は、感染症患者等の医療を担当する医療機関として、**指定医療機関**(注)を指定
 - ◇ 指定医療機関は、**感染症病床数**、**診療体制**、**医療施設・設備等**について、厚生労働省が定めた指定基準等に従う必要あり
- (注) 特定指定医療機関(厚生労働大臣指定)…新感染症、1類・2類感染症、新型インフルエンザ等感染症に対応。全国に4か所
第1種指定医療機関(都道府県知事指定)…1類・2類感染症、新型インフルエンザ等感染症に対応。都道府県ごとに原則1か所(2床)
第2種指定医療機関(都道府県知事指定)…2類感染症、新型インフルエンザ等感染症に対応。二次医療圏ごとに原則1か所(二次医療圏の人口規模に応じた病床数の基準あり。例: 人口30万人未満は4床 等)

都道府県管内全体の総病床数の基準あり
※ ある二次医療圏の病床数が下記の基準を下回っても、都道府県管内の基準となる病床数の総和以上となれば可

調査結果(44指定医療機関を調査)

結果報告書 P125~132

③ 指定医療機関の診療体制等の整備状況が区々等

◆ 指定医療機関における必要病床数の確保

- ・体制不足等により、**指定病床数**(注)どおりの患者等の受入れを危惧する指定医療機関 <約23%> (10/44機関)
→ これを踏まえると、管内の指定医療機関における受入れ可能な総病床数が基準病床数(注)を下回る都道府県 <75%> (12/16都道府県)

(注)「指定病床数」… 実際に指定されている感染症病床数
「基準病床数」… 厚生労働省が定めた基準となる感染症病床数

◆ 感染症患者等に対する医師等の体制の整備

<診療体制の基準 : 感染症の医療の経験を有する医師が勤務していること(特定・第1種は常時勤務)>

- ・常勤の感染症専門医(注)を配置する機関(22機関)と配置していない機関(22機関)あり
 - ・感染症患者1人・1日当たりに必要な医療従事者数や診療チームの編成方針を想定する機関(33機関)と、想定していない機関(11機関)あり
- (注) 感染症全般に精通する高度な専門知識、技術等を有する医師として日本感染症学会が認定する者

◆ 感染症患者等の診療施設・設備の整備

<病床の基準 : 特定・第1種の機関のみ、二次感染を防止するため個室かつ陰圧制御(注)の施設・設備が必要>

【主な意見】 第2種機関は、MERS(2類感染症)等の二次感染のおそれがある患者等の受入れ対象となるので、個室かつ陰圧制御が可能な施設とする必要 <13機関> (注) 室内の空気が外部に流出しないよう室内の気圧を外部より低くすること

<診療体制等の基準 : 特定・第1種の機関では、重症の救急患者への医療提供体制として集中治療室が必要>

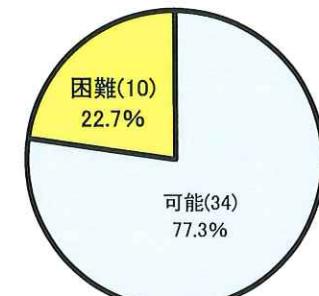
【主な意見】 集中治療室の使用に当たり二次感染防止措置が必要 <6機関> 集中治療には体制整備が必要 <5機関>

④ 指定医療機関の院内感染防止措置等が不十分とみられる事例あり <62事例>

→ 中には、感染管理の観点から問題とみられる事例あり(トイレ・シャワー、手洗い設備等の構造上の問題)

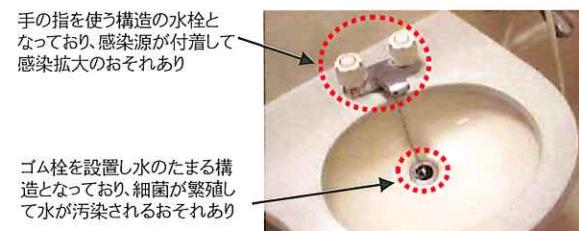
【原因】 実効性の視点も踏まえた指定医療機関における受入れ・診療体制、施設・設備に係る実態が未把握、必要な対応が不十分

指定病床数どおりの受入れ可否



(単位:指定医療機関)

【感染管理の観点から問題とみられる事例】(主なもの)



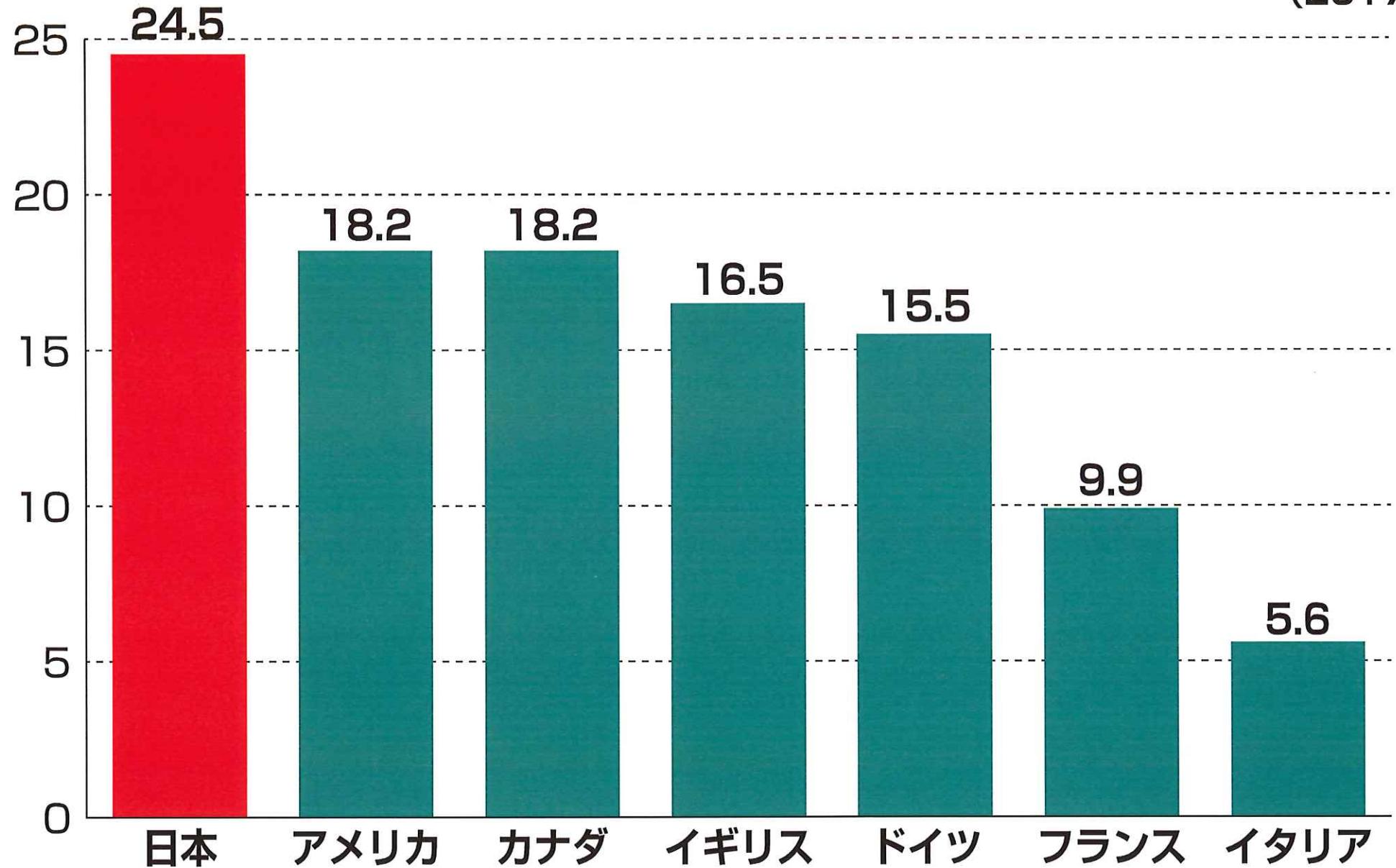
勧告

- 実効性ある診療体制等を確保する観点から、**指定医療機関における受入れ・診療体制、医療施設・設備の状況等の実態を把握**
- 実態把握の結果、受入れ・診療体制の実効性が未確保、院内感染対策が不十分なもの等について、**改善に向け的確に対応**
- 上記の措置では実効性ある診療体制等が確保できないと認められるものについて、**制度の枠組みや指定基準等の見直しを検討**

	日本	アメリカ
人員	NIID 国立感染症研究所 NATIONAL INSTITUTE OF INFECTIOUS DISEASES	CDC CENTERS FOR DISEASE CONTROL AND PREVENTION アメリカ 疾病対策センター
年間 予算	348名(実人員)	14,000名(常勤職員) 10,000名(契約職員)
64億9,600万円 (2020年度予算案)	120億米ドル (1兆3,000億円)	

主要先進国におけるフルタイム労働者の男女間賃金格差

(2017年)



(注1)ここで男女賃金格差とは、男女の所得の中央値の差を男性の所得の中央値で除した数値のことである。

(注2)フランスは2014年、イタリアは2016年の数値。

#KuToo



Nobody can force
me to wear heels.

女性客室乗務員 制服規定

制服着用時指定品		着用規定
靴	<ul style="list-style-type: none">● 機外シューズ ヒール高(3~6cm)● 機内シューズ ヒール高(3~4cm) ヒール横幅(3~4.5cm)	<ul style="list-style-type: none">・素材は黒色の表革とし、デザインはプレーンなパンプスタイプとする。・履き替えのタイミングはお客様搭乗前まで、及びお客様降機後とする。・フライトの前後には汚れを落とし、柔らかい布で磨く。定期的にクリームを塗り、養分の補給をし、ツヤを保つ。